

## 山口市立図書館資料の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市立図書館条例施行規則（平成17年山口市教委規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、山口市立図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象者)

第2条 図書館資料の貸出しにおいて、規則第6条ただし書に規定する館長が図書館奉仕に支障がないと認めるものは、次のとおりとする。

(1) 次の地域に居住するもの

宇部市、防府市、周南市、美祢市、萩市及び島根県津和野町

(2) その他館長が貸出及び返却の手続きに支障がないと認める者

(利用登録)

第3条 規則第7条第1項の利用カードの交付を受ける場合には、利用登録申込書に、身分証明書その他これに類するものとして、次に掲げるものを添えて提出しなければならない。

(1) 住民票

(2) 運転免許証

(3) 健康保険証

(4) 学校の長が発行する証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用登録を行おうとする者の住所及び氏名が確認できる公的証明書等

2 規則第7条第1項の利用登録申込書、同条第3項の規定により申込書の記入事項に変更が生じたときの届出書及び再交付するときの

利用登録申込書は、申込者が中学生以上の者であるときは別記様式第1号とし、小学生以下の者であるときは別記様式第2号とする。

3 規則第7条第2項の利用カードは、山口市立図書館利用カード(別記様式第3号)とする。

4 利用登録者が、有効期間を経過した利用カードを始めて利用しようとするときは、図書館職員は利用登録に必要な事項の変更の有無を確認するものとする。

第4条 利用登録は、本人が行うこととする。ただし、前条第1項の証明書等により、本人と申込者が同一家族であることが確認できる場合は、代理により利用登録を行うことができる。

(利用カードの亡失)

第5条 利用登録者が、図書館資料の貸出を受けようとする場合において、利用カードを忘れたときは、利用カード亡失利用届(別記様式第4号)を館長に提出し、図書館資料の貸出を受けることができる。

(利用カードの紛失)

第6条 規則第7条第3項の規定により利用カードを紛失したときの届出は、利用カード紛失届(様式第4号)によるものとする。

(利用カードの再交付)

第7条 利用登録者が、規則第7条第3項の規定により紛失の届出を行い届出日の翌日以降に利用登録申込書を提出したとき並びに利用カードの損傷又は汚損及び改姓のため利用登録申込書を提出したときは、第3条第1項の証明書等を提示し、利用カードの再交付を受けることができる。

2 利用カードの再交付を受けた者が、紛失した利用カードを発見し

たときは、速やかにこれを館長に返還しなければならない。

(資料の予約)

第8条 利用登録者は、別に定めるところにより利用したい資料を予約することができる。

(貸出をしない資料)

第9条 削除

(貸出の延長)

第10条 貸出を受けた図書館資料の貸出期間の延長をしようとする者は、貸出期間内に申し出なければならない。ただし、視聴覚資料及び貸出予約されている図書館資料は、延長することができない。

2 貸出の延長は、申出の日から14日を限度とし、当該資料について1回に限るものとする。

(資料の返却)

第11条 図書館資料の貸出を受けた者は、当該資料を貸出期間内に図書館に返却しなければならない。ただし、図書及び雑誌は、図書館が設置した本の返却ポストに返却することができる。

(督促)

第12条 館長は、貸出資料の返却期限日から起算して30日を経過して当該資料を返却しないものに、督促を行い、返却を求めなければならない。ただし、当該資料に貸出の予約が行われている場合は、期間を短縮して督促を行うことができる。

(貸出の停止)

第13条 前条の規定により督促を行った後、返却期限日から起算して60日以上経過して資料を返却しない者に、館長は、当該延滞資料が返却されるまでの間、新たな貸出を停止することができる。た

だし、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。